

会議を公開で行います



第一回八雲町文化財保護審議会

審議会では、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議します。

【日時】

8月29日(火)午後1時30分

【場所】

八雲町公民館視聴覚室

【内容】

・令和4年度の文化財関係事業(下半年)の実施報告及び決算について

・郷土資料の寄贈状況について
・埋蔵文化財保護業務について
・令和5年度文化財関係事業の計画及び予算について
・八雲町指定文化財候補について

【問い合わせ先】

八雲町郷土資料館

☎0137-63-3131

委員の一部を公募します



八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会

社会教育法に基づき設置され、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会に意見を述べるとともに、社会教育関係団体や指導者に対して指導や助言などを行う組織です。

また、公民館運営審議会は、公民館生涯学習講座や利用方法について協議を行います。

【公募人数】 2名以内

【応募資格】

次のいずれにも該当する方
・国または地方公共団体の職員(八雲町の職員であった方を含む)以外の方

・令和5年10月1日現在、満18歳以上で八雲町在住の方
・社会教育に関心を持ち、具体的な活動をされている方

【任期】
2年間(10月1日～令和7年9月30日)

【報酬】

会議出席に応じ、日額6,000円(八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による)

【開催回数】

年4回程度

【公募期限】

8月31日(木)

【応募方法】

※平日のみ受付
左記まで電話にてお申し込みください(申し込み後、別に定める応募書を提出いただきます)。

【選考方法】

応募者が公募人数を上回る場合は選考により決定します。

【申込・問い合わせ先】

社会教育課

☎0137-63-3131

八雲町立図書館協議会委員

図書館法に基づき設置され、町立図書館の健全かつ円滑な運営を図るために検討を行う協議会です。

【公募人数】 1名

【応募資格】
次のいずれにも該当する方
・国または地方公共団体の職員(八雲町の職員であった方を含む)以外の方

【任期】

2年間(10月1日～令和7年9月30日)

【報酬】

会議出席に応じ、日額6,000円(八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による)

【開催回数】

年2回程度

【公募期限】

8月31日(木)

【応募方法】

※平日のみ受付
左記まで電話にてお申し込みください(申し込み後、別に定める応募書を提出いただきます)。

【選考方法】

応募者が公募人数を上回る場合は、選考により決定します。

【申込・問い合わせ先】

八雲町立図書館

☎0137-62-2507

八雲町スポーツ推進委員

スポーツ基本法及び八雲町教育委員会規則に基づき設置され、町民のスポーツの推進に関し、連絡調整および指導・助言を行う組織です。

【公募人数】 若干名

【応募資格】

次のいずれにも該当する方
・国または地方公共団体の職員(八雲町の職員であった方を含む)以外の方

・令和5年10月1日現在、満18歳以上で八雲町在住の方
・スポーツに関心と理解のある方

・教育委員会等が主催するスポーツ行事に協力できる方

【任期】

2年間(10月1日～令和7年9月30日)

【報酬】

会議出席に応じ、日額6,000円(八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による)
※スポーツ行事に協力された方には謝金が支給されます。

【開催回数】

年3回程度